

平成18年9月8日  
九州財務局

株式会社豊和銀行に対する行政処分について

1. 株式会社豊和銀行（本店：大分市）については、検査結果（平成18年4月結果通知）を受け、銀行法第24条第1項に基づき報告を求めたところ、経営陣の法令等遵守やリスク管理に関する重要性の認識が希薄であったことから、経営改善に関する的確な指示や問題解決に向けた適切な対応策を講じていなかったほか、取締役会及び監査役会の機能が適切に発揮されていないなど、法令等遵守の観点から経営管理態勢及び内部管理態勢に重大な問題が認められた。
2. このため、本日、同行に対し、銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から経営管理態勢及び内部管理態勢を充実・強化すること。
  - ① 経営管理及び法令等遵守に係る問題の原因となった経営責任の明確化
  - ② 取締役会等の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
  - ③ 監査役会の機能発揮
- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成18年10月10日までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況等を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を平成18年12月末とする）。

連絡・問い合わせ先  
九州財務局理財部金融監督第一課  
Tel096-353-6351（内線3080.3089）  
九州財務局大分財務事務所理財課  
Tel097-532-7107（内線30）